

F - 15 戦闘機及び空中給油機の深夜・早朝離陸に対する意見書

去る10月4日午前2時過ぎから、米空軍嘉手納基地所属のF - 15イーグル戦闘機16機と空中給油機3機が、周辺自治体の中止要請を無視し深夜から早朝にかけて離陸を行った。本町砂辺地域で携帯用測定器による目視調査によると、午前2時17分と同52分に108.6デシベルの爆音を記録し、100デシベル以上を13回記録するなど多くの住民が安眠を妨げられた。

本町議会では、ことあるごとに深夜から早朝にかけての飛行中止及び他の基地を経由して離陸するよう関係機関に要求してきたところであるが、再び深夜・早朝離陸を行ったことは、地域住民の声を無視した基地の運用であり、暴挙と言わざるを得ない。

米軍は、周辺住民への騒音影響が及ぶことを認識しながらも、運用上の理由やパイロットの安全を最大限確保するため現行の計画が最適であると判断しているが、いかなる理由にせよ到底容認できるものではない。

また、同飛行場においては、訓練等に伴う外来機の飛来が後を絶たず基地の負担軽減とは、懸け離れた現状であり強い怒りをおぼえる。

よって、北谷町議会は、町民の生命、財産、安全を守る立場から関係機関に対し、厳重に抗議するとともに、下記事項について速やかに実現するよう強く要請する。

記

- 1 運用上の理由や訓練等に伴う深夜・早朝離陸を即時に中止すること。
- 2 外来機の飛行状況や訓練内容を速やかに公表すること。
- 3 基地の負担軽減を速やかに実施すること。
- 4 老朽化、欠陥機と指摘されているF - 15戦闘機を即時撤去すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成20年10月10日

沖縄県中頭郡北谷町議会

あて先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣

外務省特命全権大使（沖縄担当） 沖縄防衛局長